

上住発第310号
平成28年5月11日

愛媛県内医療機関各位

上島町長 上村俊之



福祉医療費助成（子ども・重心・ひとり親）事務の委託に伴う
請求方法等の変更について

平素は、上島町行政の推進につきまして格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで上島町では、福祉医療費助成事務処理を独自で行っておりましたが、平成28年8月（平成28年7月診療分）から、愛媛県国民健康保険団体連合会の共同処理に加入することといたしました。

これにより請求方法等が変更となりますので、お知らせをするとともに、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

〒794-2592

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

上島町役場 福祉部 住民課 保険福祉係

杉本

TEL : 0897-77-2500

FAX : 0897-77-4011

愛媛県国民健康保険団体連合会への 共同処理加入に伴う変更点

平成28年8月（平成28年7月診療分）から、愛媛県国民健康保険団体連合会の共同処理に加入することに伴い、請求方法が愛媛県内の他市町と同様になります。

1. 受給者証の変更について

【変更日】 平成28年7月1日から

【変更点】 新たに受給者証に公費負担者番号が入ります。（別紙のとおり）

2. 請求方法の変更について

【変更日】 平成28年7月診療分の請求から

【変更点】 現在、上島町に請求いただいている医療費の請求方法が下記のとおりに変更になります。

- ①請求先 愛媛県国民健康保険団体連合会
- ②請求媒体 電子データで送付

3. 請求明細書の変更について

【変更日】 平成28年7月診療分の請求から

【変更点】

○社保福祉分の請求

愛媛県内市町と同様の総括表・請求明細書に変更になります。

※総括表・請求明細書の電子データは、愛媛県国民健康保険団体連合会のホームページに掲載してありますので参考にしてください。

○国保・後期分の請求

現在、愛媛県国民健康保険団体連合会に請求している7割分の医療費と同様の方法で請求してください。

公費負担者番号について

○公費負担者番号

子ども	82380650
	72380652
重心	81380651
ひとり親	83380659

	公費負担者番号	対 象	
		就学前	就学後
子ども	82380650	0 ~ 6歳 (入院)	×
		0 ~ 3歳(到達月の属する月末) (外来)	×
	72380652	3(到達翌月) ~ 6歳 (外来)	7 ~ 15歳(到達してから最初の3月末) (入院、外来)